

令和8年度いばらきクリエイティブ・コンテンツ資機材整備補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、本県におけるクリエイティブ・コンテンツ産業の振興を図るため、県内の学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する法人）又は準学校法人（同法第152条第5項に規定する法人）（以下「学校法人等」という。）並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条に規定する国立大学法人に対し、当該学校法人等の設置する県内の専修学校等が行うクリエイターの育成・確保に関する教育の推進するために必要な資機材整備に係る経費の一部に対して、予算の範囲内においていばらきクリエイティブ・コンテンツ資機材整備補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 本補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 学校法人等が県内に設置する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校又は大学並びに同法第124条に規定する専修学校
※広域通信制の学校は対象外
- (2) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条に規定する、県内の国立大学

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業は、アニメーション制作の指導に必要な資機材等の整備とする。

- 2 補助対象経費及び補助率は別表のとおりとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。
 - (1) 国、県又は市町村の支出する他の補助金の交付を受ける事業
 - (2) 国、県又は市町村が出資する財団法人等からの助成金の交付を受ける事業
 - (3) 第5条第1項に定める補助金の交付決定時において、既に着手している事業
 - (4) その他、当該補助事業の趣旨に反する事業

(補助金の交付申請)

第4条 事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、別に定める期日までにいばらきクリエイティブ・コンテンツ資機材整備補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び地方消費税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付

の決定をしたときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の補助金の交付決定の内容に掲げる費目は、次のとおりとする。

（1）事業費

（申請の取下げ）

第6条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から14日以内とする。

2 前項の規定による申請の取下げをしようとする補助事業者は、前条の規定による通知のあった日から14日以内に交付申請取下届出書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

（交付の条件）

第7条 知事は、補助金の交付の決定をする場合において、次の各号に掲げる事項につき条件を付するものとする。

（1）補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに知事の承認を受けるべきこと。

（2）補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けるべきこと。

（3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けるべきこと。

2 補助事業者は、前項に規定する補助事業の内容の変更、中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出し承認を受けなければならない。

（補助事業の実施）

第8条 補助事業の実施期限は、当該年度の3月1日とする。ただし、やむを得ない事由により期限までに事業を完了できないときは、直ちに書面（（変更（中止・廃止）承認申請書）様式第4号）により知事に申し出た上で、その承認を受けなければならない。

（状況報告）

第9条 補助事業者は、知事が特に必要と認めて要求したときは、補助事業の実施状況に関し、進行状況報告書（様式第5号）を、知事が要求する期日までに提出しなければならない。ただし、補助事業を完了し、又は廃止した補助事業者については、この限りでない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月1日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

2 第11条第2項の規定により概算払を受けた補助事業者は、前項の実績報告書を提出する際に、概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（茨城県告示404号）様式第102号）を提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び支払）

第11条 知事は、前条第1項の実績報告書の内容を審査の上、補助金の額を確定し、補助金確

定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

- 2 補助金は、前項の規定による補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、交付決定額の全部又は一部を概算払することができる。
- 3 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消等）

第12条 知事は次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の決定の全部又は一部を取消又は変更することができる。

- （1）補助事業者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたことが明らかになったとき
- （2）補助事業者が、補助金を他の用途に使用したとき
- （3）補助事業者が、当該交付要項及び第17条の規定により別に定める事項、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は知事の指示に違反したとき
- （4）補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適当な行為をしたとき
- （5）補助事業者が、茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当するに至ったとき

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第13条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第9号）により速やかに、知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があったときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

（証拠書類の保存）

第14条 補助事業者は補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（財産の管理）

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

（財産の処分の制限）

第16条 取得財産等のうち、規則第20条第2号及び第3号の規定に基づき処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円を超える機械器具、備品及びその他重要な財産とする。

- 2 規則第20条第1項ただし書に規定する財産処分の制限をする期間は、減価償却資産の耐

用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間とする。

- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、対象財産等処分承認申請書（様式第 10 号）によりあらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 前条第 2 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（その他必要な事項）

第 17 条 知事は、この要項に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項を別に定めることができる。

付 則

この要項は、令和 8 年 5 月 27 日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費		補助率
経費区分	内容	
事業費（設備・資機材等購入費）	補助対象事業に必要な設備・資機材等の購入、製造、修繕、据え付け等に要する経費	補助対象事業費の1/3以内とし、6,000千円を限度とする。
その他	消耗品費、その他知事が認める経費	